

計画策定の趣旨

いじめや児童虐待など子どもの権利が侵害される事件が後を絶たず、子どもが家庭、学校、地域で安心して自分らしく生きていくことは、切実な願いです。また、社会全体の問題として子どもの貧困が取り上げられ、多治見市においても実態の把握、必要な施策の検討が求められています。

国内の動向や市のこれまでの取り組みの成果、新たな課題等をふまえ、多治見市子どもの権利に関する条例に基づき、「第3次多治見市子どもの権利に関する推進計画」を策定し、子どもの権利に関する施策を総合的に推進しようとするものです。多治見市は、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図るために積極的に「子どもにやさしいまち」を目指していきます。

多治見市子どもの権利に関する条例

本市は、平成元年(1989年)に国連で採択された児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の精神をふまえ、子どもの最善の利益を第一に考えながら子どもの権利の保障を図るため、平成15年9月に全国で4番目に子どもの権利に関する条例を制定しました。

※子ども=条例では、0歳から18歳未満までの人を「子ども」といいます。ただし、18歳、19歳で高等学校などに通っている人も含みます。

基本理念

多治見市子どもの権利に関する条例の前文に書かれている多治見の子どもたちの思いが込められた子どもの権利を保障する5つのまちづくりを基本理念としています。

✦ 子どもの権利を保障するまちづくり ✦

- 子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち
- 子どもが安心して自分らしく生きることができるまち
- お互いを尊重し、共に支え合うまち
- 子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち
- 平和と環境を大切にし、世界とつながっていくまち

目標・目標値

目標 子どもの自己肯定感(自分自身を大切に思える気持ち)の向上

目標値 平成36年度(2025年3月)までの目標値 75% (平成27年度 71.2%)

計画の体系



施策の方向 1 子どもの生命、安全を守る支援・救済体制の充実



©ひがしうらえみ

いじめなどの子どもの権利侵害の早期発見・早期対応に努め、切れ目のない支援体制の整備に向け、相談・救済機関の連携、充実を図ります。権利が侵害されていることが分からなかったり、相談や救済を求める方法が分からなかったりする子どもが、安心してSOSを発することができ、救済を求められるよう広報・普及を推進します。また、子どもの貧困の状況を把握し、必要な施策を検討・推進します。

推進施策 1 子どもの権利擁護委員制度における相談・救済機能の充実

- ①子どもの権利擁護委員制度の専門性などの機能強化を図り、安心して相談できる体制を整えます。
- ②子どもの権利擁護委員制度の認知度を向上させるために活動報告会を実施します。

推進施策 2 関連機関の連携による子どもの権利救済体制の充実

- ①生徒指導主事、教育相談主任、スクールカウンセラー(SC)、ほほえみ相談員などの連携による学校での相談体制を強化します。
- ②要保護児童対策地域協議会を活用して、学校、地域、関係機関の連携を強化し、子どもの権利侵害の早期発見・早期対応や権利侵害の防止を図ります。

推進施策 3 相談機関の広報の充実と、安心して相談できる体制や環境の整備

- ①子どもに直接配付する各種相談カードの配付時期・方法やメディアなどの子ども向け広報を工夫するとともに、市の体制をカバーする市以外の相談機関の広報も積極的に行います。
- ②子どもが安心して気軽に相談できるよう、子どもの権利相談室の相談機能を充実するとともに相談環境を充実します。
- ③スクールソーシャルワーカー(SSW)や家庭児童相談員など各種相談員、相談救済機関は体制の充実を図り、子どもの最善の利益を考慮した対応に努めます。

推進施策 4 地域における支援体制の整備

- ①地域における切れ目のない支援体制の整備に向け、関係機関相互の連携を図ります。

推進施策 5 いじめの早期発見・早期対応のための環境整備

- ①子どもに対する定期的な調査を実施します。
- ②いじめ防止基本方針が機能しているか点検し、必要に応じて見直します。

推進施策 6 子どもの貧困状況の把握と施策の推進

- ①子どもの貧困の状況を把握するための調査を実施します。
- ②子どもの貧困の状況に応じ、必要な施策を検討・推進します。



©ひがしうらえみ

施策の方向 2 子どもの居場所づくりと意見表明・参加の促進

子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことができる居場所づくりを推進します。

子どもの生活の場においては、子どもが自分の意見を表明でき、その意見や思いが正当に受け止められ尊重されるよう一層努めます。また、子どもの主体的な参加を促し、参加を保障できるよう環境の整備に努めるとともに、自主的活動を支援します。



▲たじみ子ども会議の様子

推進施策 7 居場所づくりの推進

- ①児童館・児童センターにおいて、中高生年代の居場所づくりを推進します。
- ②子ども情報センターの子どもの居場所としての機能を充実します。
- ③生涯学習施設において、子どもの居場所づくりを推進します。
- ④子どものサロンを充実します。
- ⑤たじみ子育てパートナーウィズ・チルの活動を推進します。
- ⑥適応指導教室(さわらび学級)やキキョウフレンドを充実し、不登校の子どもの居場所づくりを進めます。
- ⑦キキョウスタッフを充実し、障がいのある子どもの居場所づくりを進めます。
- ⑧青少年まちづくり市民会議による青少年健全育成活動を推進し、子どもの居場所を充実します。
- ⑨子どもの受動喫煙の防止対策を進めます。

推進施策 8 たじみ子ども会議の活性化など市政への子どもの意見表明・参加の促進

- ①まちづくり、市政などへの子どもの意見表明・参加の場として、たじみ子ども会議を活性化します。
- ②市の事業実施にあたり、子どもの意見聴取・参加に努めます。
- ③多治見市の環境改善に参画できるよう、環境学習を進めます。
- ④子ども向けの副読本を作成するなど、社会参加につながる情報提供をします。



たじみ子ども会議
マスコットキャラクター
タジニャン

推進施策 9 学校などにおける子どもの意見表明・参加の促進

- ①子どもの声を授業づくりや学校行事に反映させる方策を検討します。
- ②中学校連合生徒会を、学校を含む地域づくりのための子どもの意見表明・参加の場として支援します。
- ③適応指導教室(さわらび学級)やキキョウフレンドの活動を充実し、不登校の子どもの意見表明・参加を促進します。
- ④キキョウスタッフを充実し、障がいのある子どもの意見表明・参加を促進します。

推進施策 10 子ども施設などにおける子どもの意見表明・参加の促進

- ①子ども施策の重要拠点となる子ども情報センターにおいて、子どもの意見を施設運営などに活かしていくよう努めます。
- ②子ども情報センターにおいて、子どもに関わる情報の収集と発信を充実します。
- ③児童館・児童センターにおいて、子どもの意見を施設運営などに活かしていくよう努めます。
- ④生涯学習施設において、文化芸術活動など子どもの自主的活動を支援するために、場の提供などを行います。

推進施策 11 地域における子どもの意見表明・参加の促進

- ①青少年まちづくり市民会議による青少年健全育成活動を推進し、子どもの意見表明・参加の場を充実します。
- ②地域ボランティア活動を支援します。
- ③子ども会、ジュニアリーダー会の活動を支援します。